

第1回検討部会における主な意見

※本資料は、第1回検討部会における委員意見及び御遺族との意見交換並びに委員から提出されたヒアリングシートの内容を基に整理したものです。

施策の柱1 総合的な支援体制の整備

（1）支援体制の整備

主な意見

【御遺族】

- （1）精神科ソーシャルワーカーの働きによって関係各機関とつながることができたが、それまでは相談先とのつながりがなかった。
- （2）精神科ソーシャルワーカーにより「生活再建支援会議」が開かれたことが大きな支えになった。
- （3）支援センター、行政、病院等の連携があると説明されたが、具体的に何が共有されるのか分からず、結局各所で同じ説明を繰り返した。
- （4）長期間寄り添う支援者が必要であり、犯罪被害者支援担当の保護司のような存在が必要である。
- （5）コーディネーターは重大事案に限らず幅広い事案に活用してほしい。
- （6）市町村によって生活支援の内容や支援期間に差がある。
- （7）市町村支援の格差をなくすため、県からの働きかけが必要である。

【委員】

- （8）国の第5次犯罪被害者等基本計画で示された「支援経過のカルテ化」については重要な検討事項である。被害者等の困りごとや支援ニーズは時間経過によって変化するため、プライバシー保護や守秘義務に配慮しながら適切な情報共有の仕組みを構築すべきである。
- （9）支援メニューだけでなく、支援主体や適用要件を整理し、支援者側が正確に理解した上で被害者等へ案内できる体制が必要である。
- （10）コーディネーターを中心とした伴走型支援やアウトリーチ型支援の充実が必要である。
- （11）小規模自治体では十分な支援体制を構築することが困難であり、警察署管内単位など広域的な支援体制を検討すべきである。
- （12）県及び市町村の条例や支援メニューについて定期的な見直しを行い、日常生活支援の充実を図るべきである。
- （13）支援調整会議への参画や合同研修の実施など、関係機関の連携強化が必要である。

第2次計画（案）に反映した項目

- ・コーディネーターによる伴走型支援の仕組みと運用の充実（12、13、14 頁ほか）
- ・支援経過の共有と保管の手法（カルテ化）の検討（14 頁）
- ・支援メニューの見える化及び支援者向け情報共有の充実（13、14、21 頁）
- ・アウトリーチ型支援の推進（13、14 頁ほか）
- ・広域的な支援体制（13、14 頁ほか）
- ・市町村支援体制の強化（12、13、15 頁ほか）
- ・市町村支援メニューの共有及び見直し（15、21 頁ほか）
- ・支援者向け専門研修の実施（15、17、18 頁）

（2）民間支援団体に対する支援

主な意見

【御遺族】

- （14）支援調整会議への参画や合同研修の実施など、関係機関の連携強化が必要である。
- （15）事件発生後できるだけ早い時期に支援センターとの顔つなぎがあると相談しやすい。

【委員】

- （16）長野犯罪被害者支援センターの存在や支援内容について、警察、県及び市町村が積極的に周知すべきである。
- （17）行政ホームページからのアクセス向上や、犯罪被害者月間等の機会を活用した広報が必要である。
- （18）制度や支援メニューが増えるほど支援は複雑化するため、専門性を持った支援者の確保が必要である。
- （19）ボランティアだけでは支援に限界があり、専門職配置を含めた体制整備が必要である。
- （20）長野犯罪被害者支援センターが「りんどうハートながの」との連携を強化し、性暴力被害者支援体制の充実を図るべきである。

第2次計画（案）に反映した項目

- ・民間支援団体との連携強化（17、18 頁）
- ・支援センターの周知広報の充実及び人的基盤強化（17 頁）
- ・支援センターを活用した支援体制の整備（17 頁）

(3) 人材の育成

主な意見

【御遺族】

- (2 1) 行政職員の対応や説明不足により傷ついた経験がある。
- (2 2) 「今の制度ではできない」ではなく、「どうしたらできるか」を一緒に考える姿勢が必要である。
- (2 3) 市町村担当職員の異動により支援経験が蓄積されにくい。

【委員】

- (2 4) 市町村には犯罪被害者等支援の経験が少なく、支援制度の活用や庁内連携が難しい場合がある。
- (2 5) 市町村が作成するガイドブックのように、支援制度を分かりやすく整理する取組は参考になる。
- (2 6) 窓口対応一つで被害者等が傷つくこともあるため、行政職員や支援者の理解促進が必要である。
- (2 7) 精神保健福祉担当者基礎研修だけでは犯罪被害者等支援として十分ではない。保健師、ケースワーカー、心理職等の地域支援に携わる職員について、被害者支援に関する理解と支援技術の向上が必要である。
- (2 8) 経験の浅い職員だけでなく、既に業務に従事している職員についても被害者支援の理解と支援の質を高める取組が必要である。

第2次計画（案）に反映した項目

- ・保健師、ケースワーカー等を対象とした犯罪被害者等支援研修の実施（18 頁）
- ・市町村相談窓口職員への専門研修の充実（18 頁）
- ・被害者支援に関する対応力向上のための継続的な研修体制の構築（15、18 頁）
- ・精神保健、福祉及び被害者支援機関との連携強化（18 頁）
- ・支援人材育成の強化（18、19 頁）

施策の柱2 相談・情報提供の充実

(1) 相談及び情報の提供等

主な意見

【御遺族】

- (2 9) 相談先を記載した冊子を受け取ったが、被害直後は読むことも問い合わせることもできなかった。
- (3 0) 相談機関ごとに同じ説明を何度も求められ、大きな負担だった。
- (3 1) 制度や支援メニューを一覧化し、見える化してほしい。

【委員】

- (32) 支援メニューだけでなく、支援主体や適用要件を整理し、支援者側が正確に理解した上で被害者等へ案内できる体制が必要である。
- (33) 市町村ごとに支援メニューに差があるため、県による整理及び情報提供が必要である。
- (34) 支援制度の見える化は被害者だけでなく支援者にとっても重要である。
- (35) 性暴力被害は顕在化しにくく、長期間にわたり生活や就労へ影響を及ぼす。
- (36) りんどうハートながのや支援センターとの連携を含めた支援体制の充実が必要である。

第2次計画（案）に反映した項目

- ・ 支援制度への確実な接続と情報提供の手法（14、20、21 頁ほか）
- ・ 支援制度の見える化及び支援者向け情報共有の充実（20、21 頁）
- ・ 市町村支援メニューの共有及び見直し（21 頁）

(2) 損害賠償請求に関する情報の提供

主な意見

【御遺族】

- (37) 無料法律相談は有効だったが、代理人契約後の費用負担が大きい。
- (38) 貸付制度や弁護士費用支援が必要である。

第2次計画（案）に反映した項目

- ・ 法的手続に伴う費用負担への支援の手法（26 頁）

(3) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供

（該当意見なし）

施策の柱 3 早期回復・生活再建に向けた支援

(1) 心身に受けた影響からの回復

主な意見

【御遺族】

(39) 精神的不調や家族への影響は数年経ってから顕在化することもあり、長期支援が必要である。

(40) 家族・親族単位での心理支援が必要である。

【委員】

(41) 精神保健、福祉及び被害者支援機関との連携強化が重要である。

第2次計画（案）に反映した項目

- ・ 中長期的な生活再建支援の充実（14、15 頁ほか）
- ・ 精神保健、福祉及び被害者支援機関との連携強化（18 頁）

(2) 日常生活の支援

主な意見

【御遺族】

(42) 事件直後よりも、その後の生活再建や就労継続のほうが大きな課題だった。

(43) 国や自治体の支援終了後も困難は継続している。

(44) 交通犯罪被害者にも日常生活支援を適用してほしい。

(45) 生活困窮者支援ではなく、犯罪被害者支援として位置付けてほしい。

【委員】

(46) 生活再建こそが計画全体の大きな目的であり、住居、安全確保及び経済的支援について重点的に検討する必要がある。

(47) 支援期間が短く、中長期支援の視点が必要である。

第2次計画（案）に反映した項目

- ・ 中長期的な生活再建支援の充実（14、15 頁ほか）
- ・ 就労及び家族支援の充実（37 頁）

(3) 安全の確保

主な意見

【御遺族】

(48) 再被害への不安が長期間続いている。

第2次計画（案）に反映した項目

・居所秘匿や安全確保に配慮した居住支援（33 頁）

（4）居住の安定

主な意見

【御遺族】

（4 9）事件直後は住居確保が最大の課題だった。

（5 0）一時避難終了後も居住先探しに苦慮した。

（5 1）県営住宅の優先入居制度はあったが、被害直後に通常と同様の手続を求められた。

（5 2）居所秘匿や安全確保の必要性から、地域との関係を持ちにくく、自治会活動への参加や地域との関わりが負担となる場合がある。

【委員】

（5 3）生活再建を進める上で住居支援は重要な論点である。

第2次計画（案）に反映した項目

・被害者が利用しやすい住居支援のあり方（35 頁）

（5）雇用の安定

主な意見

【御遺族】

（5 4）勤務先の理解不足により就労継続が困難となった。

【委員】

（5 5）企業においても事件直後だけでなく、裁判期間を含めた長期的な理解と配慮が求められる。

第2次計画（案）に反映した項目

・事業者理解促進（37 頁）

（6）経済的負担の軽減

主な意見

【御遺族】

（5 6）葬儀費用、弁護士費用、医療費立替、司法解剖関係費用等、多額の支出が発生した。

（5 7）貸付制度が必要である。

(58) 上下水道料金等の減免制度が必要である。

(59) 交通犯罪被害者も犯罪被害者支援制度の対象として明確に位置付けてほしい。

【委員】

(60) 葬儀費用や弁護士費用等の初期負担に加え、就労困難や損害賠償回収不能時の支援についても検討が必要である。

(61) 貸付制度について検討すべきである。

(62) 日常生活支援について、市町村間で支援格差が生じないように取り組むべきである。また、過失犯事件への支援拡充について、検討が必要である。

第2次計画(案)に反映した項目

- ・見舞金を含む経済的支援のあり方(39頁)
- ・貸付制度の検討
- ・見舞金等における交通犯罪被害者支援の位置付け整理(39頁)

施策の柱4 県民の理解増進

(1) 県民の理解の増進

主な意見

【御遺族】

(63) 近隣住民や自治会関係者からの心ない言葉により深く傷ついた。

(64) 地域住民の理解がなければ生活再建は困難である。

(65) SNS上の誹謗中傷や憶測による投稿で傷ついた。

(66) 事実と異なる報道や一部のみ切り取った報道により二次被害が生じた。

【委員】

(67) 二次被害防止には、地域住民、事業者、学校等への理解促進が不可欠である。

(68) 総合支援窓口や支援センターの周知、支援担当者研修、地域住民や事業者への講演会等について更なる充実が期待される。

(69) 犯罪被害者週間・犯罪被害者月間だけでなく、通年での啓発活動を実施すべきである。

(70) 地域住民、支援者、行政職員等が犯罪被害者等への理解を深める機会を増やす必要がある。

第2次計画（案）に反映した項目

- ・県民理解促進のための継続的な啓発（42、43 頁）
- ・二次被害防止施策の充実（42、43 頁）
- ・地域社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成（42、43 頁）
- ・学校、地域、事業者向け啓発の強化（42、43 頁）
- ・支援担当者及び支援者向け研修の充実（15、18 頁ほか）

（2）学校における教育

主な意見

【御遺族】

（7 1）学校が十分な配慮を行わず、子どもが傷ついた経験があった。

（7 2）学校現場における犯罪被害者等への理解促進が必要である。

【委員】

（7 3）二次被害防止には、地域住民、事業者、学校等への理解促進が不可欠である。

第2次計画（案）に反映した項目

- ・教職員の理解促進（23、42 頁）
- ・被害児童、生徒及びその家族への配慮（42、44 頁）

（参考）

第2次計画（案）において、掲載を見送った主なご意見

- ・貸付金制度の創設
- ・既存の生活困窮者支援制度とは別枠の生活支援制度の創設
- ・上下水道料金の免除
- ・県営住宅における共益費及び自治会参加の免除